

令和6年度 第215号 明日香村大規模盛土造成地経過観察業務

特記仕様書

令和6年7月

明日香村 総合政策課

業務名 : 明日香村大規模盛土造成地経過観察業務

工事番号 : 令和6年度 第215号

業務場所 : 明日香村内

第1条

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書および下記の関係法令に基づき作成するものとし、本特記仕様書に定めがない事項については、相互が別途協議により定めるものとする。

- 1) 宅地造成等規制法、同法施行令及び同法施行細則
- 2) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説
(国土交通省平成27年5月)
- 3) 宅地防災マニュアル及び同解説(国土交通省平成19年3月)
- 4) 人工改変地形データ抽出のための手順書(詳細版)(国土地理院 平成22年2月)
- 5) 本業務に関連する過年度業務報告書
- 6) その他関係法令及び規則等

第2条 業務の目的・概要

兵庫県南部地震、新潟県中越地震及び東北地方太平洋沖地震等の際に、各地で谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした造成宅地において、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地すべりの変動が生ずるなど、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による災害が生じている。

国は大規模盛土造成地の把握を目的に第一次スクリーニングを行い、大規模盛土造成地を抽出しており、大規模盛土造成地マップを令和2年3月に作成、奈良県がそれを公表し、造成宅地における災害に関する意識啓発を促進し、令和3年2月「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説(平成27年5月)(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき、大規模盛土造成地変動予測調査の第二次スクリーニング計画の作成及び宅地カルテの作成したところである。

本業務は、二次スクリーニング計画を基に、ガイドラインに準じた二次スクリーニングが実施までの期間における変動調査を実施するものであり、今年度は大規模盛土の対象箇所において年1～2回の経過観察を行うものである。

第3条 業務内容

以下の作業について、実施するものとする。

○解析等業務

1) 計画準備

二次スクリーン計画をもとに、調査計画を立案する。

2) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記した報告書および付属資料を作成する。

○打合せ

業務における打合せは、業務着手時、中間時、成果品納入時の計3回行うものとする。業務着手時または業務計画書作成時及び業務完了時には、原則として主任技術者が立ち会うものとする。

○経過観察

1) 経過観察（現地踏査）

第二次スクリーニング計画で今年度は経過観察となった4カ所について、現地踏査を行う。現地踏査は、気象条件の異なる時期の年2回実施（詳細については協議による）するものとし、被害形態とその危険要因を理解した上で実施すること。踏査内容は、盛土および擁壁の形状把握、宅地地盤・擁壁・法面の変状、地下水の変化、盛土の不安定化等の踏査結果を整理する。

2) 経過観察（移動変形調査）

別添参考図をもとに以下の計測を実施するものとする。

・クラックゲージによる調査 クラックゲージ設置、計測、資料整理

（観測は年2回とし、観測期間はR6.8～R7.3とする）

3) 経過観察（宅地カルテの作成）

1)、2)の結果を宅地カルテにとりまとめる。宅地カルテはガイドラインの様式にとられず、随時更新することが容易なものとする。

第4条 技術者の資格要件等

本業務の主任技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設-土質及び基礎 又は応用理学-地質）
- ・技術士（建設部門（土質及び基礎） 又は応用理学部門（地質）
- ・RCCM（土質及び基礎 又は地質部門）

第5条 納入成果品

本業務での成果品は、次のとおりとする。

- 1) 業務報告書（原稿1部、コピー1部、CD等電子媒体）
- 2) 打合せ協議記録簿
- 3) その他監督職員と協議の上、必要と認められた資料・データ 1式

第6条 土地の立ち入り

- 1) 現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- 2) 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3) 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき発注者が交付するものとする。
- 4) 身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後、速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5) 受注者は業務を完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、延滞なく発注者に返却しなければならない。

第7条 その他

特記仕様書に記載無き事項については、調査員と協議のうえ決定するものとする。